

# 建荷協と合同パトロールを実施

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械，ドラグ・ショベル等の車両系建設機械及び高所作業車については，日常の作業開始前点検，月次検査のほか，1年以内に1回有資格者による自主検査（**特定自主検査（特自検）**）を実施する必要があります。

毎年11月は，**特定自主検査強調月間**となっており，各都道府県労働局・労働基準監督署と建設荷役車両安全技術協会（建荷協）は，登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し，特自検が適正に実施されるよう，その周知・徹底に努めております。

特定自主検査強調月間中の11月26日，名護労働基準監督署は，建荷協沖縄県支部と共に，北部地区で使用されている建設機械等の特自検の実施状況を確認するための合同パトロールを実施しました。パトロールでは，北部地区の建設現場で使用されているドラグ・ショベル等について，作業状況，作業者の資格，車両整備状況等を確認し，建荷協安全指導員から整備に関する助言を行いました。

名護労働基準監督署では，建荷協と協力しながら，今後も適正な特自検の実施や車両系建設機械等の適正な使用を呼びかけていきます。

